

福岡県
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成17年12月

福岡県

< 目 次 >

第1章 策定の趣旨及び基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の対象、期間、見直し	2
1 計画の対象	2
2 計画期間	2
3 計画の見直し	2
第2章 現状及び処分量の見込み	3
第1節 PCB廃棄物等の現状	3
1 PCB廃棄物の保管量	3
2 PCB使用機器の使用状況	4
第2節 PCB廃棄物の処分量の見込み	4
第3章 安全で適正な処理体制の確保	5
第1節 拠点的広域処理施設の整備等	5
1 わが国におけるPCB廃棄物処理体制	5
2 福岡県におけるPCB廃棄物の処理	5
第2節 福岡県及び関係者の役割	6
1 福岡県	6
2 保管事業者	6
3 収集運搬業者	6
4 国、日本環境安全事業(株)	7
5 市町村	7
第3節 安全で効率的な収集運搬体制の確保	7
第4節 広域的処理の推進	8
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	9
第1節 適正保管及び計画期間内処分の確保	9
第2節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進	9
第3節 県民及び事業者への情報公開等	10
参考	
1 PCBの性質	
2 PCBの用途	
3 PCB特措法の概要	

第1章 策定の趣旨及び基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、人の健康及び生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で、自然界では分解しにくく、大気や水を媒体として広範囲に拡散移動し、土壤や底質などに長期間残留する性質をもつため、将来の世代にわたる環境汚染や地球規模での環境汚染をもたらすこと等が知られており、20世紀の代表的な負の遺産である。

わが国では、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機に、昭和47年以降P C Bの製造及び販売、新たな使用等が事実上禁止された。また、高圧トランスや高圧コンデンサを中心としたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B廃棄物」という。）の処理に関しては、これまで処理施設の設置の動きが幾度かあったものの、周辺住民の理解が得られなかつたこと等から、その処理体制の整備が著しく停滞し、約30年の長期にわたりほとんど処理が進まず、結果として現在に至るまで事業者による保管が続いている。

一方、P C Bに係る国際的な動きとしては、残留性有機汚染物質（P O P s）による地球環境汚染を防止するため、P C Bを含む12種類の残留性有機汚染物質の全廃（平成37年までに使用停止、平成40年までに処分完了）を内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が平成13年5月にストックホルムにおいて採択されたところであり、わが国においては平成14年7月に国会で承認、翌8月には条約加入を果たしている。

このような状況にあって、わが国のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「P C B特措法」という。）が公布され、同年7月15日から施行された。

P C B特措法第6条に基づき、国は平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「P C B廃棄物処理基本計画」という。）を策定し、P C B廃棄物の処理に関する基本的事項を明らかにした。

本計画は、P C B特措法第7条に基づき、国のP C B廃棄物処理基本計画に即して、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、福岡県内のP C B廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、もって、P C B廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ること等を目的として策定するものである。

第2節 計画の対象、期間、見直し

1 計画の対象

本計画は、福岡県内のP C B廃棄物を対象とする。ただし、北九州市はP C B特措法第7条第1項の政令で定める市（処理施設の立地する市）として別途ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定を行っていることから、北九州市内のP C B廃棄物については、本計画の対象とはしていない。

2 計画期間

本計画は、平成17年12月から、日本環境安全事業株式会社（以下「日本環境安全事業㈱」という。）の北九州P C B廃棄物処理事業（以下「北九州事業」という。）の処理の完了期限である平成27年3月までを計画期間とする。

3 計画の見直し

本計画は、P C B廃棄物処理基本計画の見直し、P C B廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 現状及び処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物等の現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特措法第8条の規定により、福岡県内の事業場においてPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、毎年度、保管状況等を福岡県知事、北九州市長、福岡市長又は大牟田市長（以下「知事等」という。）に届け出ることが義務づけられている。

この届出を集計した福岡県内（北九州市を除く。以下本章において同じ。）のPCB廃棄物の保管量は、次の表のとおりである。

表1 PCB廃棄物等の保管量（平成16年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	保管量		
	事業所数	数量	備考
高圧トランス	66	654台	
高圧コンデンサ	875	5,625台	
低圧トランス	6	721台	
低圧コンデンサ	67	5,082台	
柱上トランス	1	3台	
安定器	319	121,362個 410kg	
PCB	2	144kg	
PCBを含む油	29	47,492kg	
感圧複写紙	15	9,850kg	
ウエス	10	1,888kg 2,000リッル	
その他の機器等	58	1,433台 190kg	開閉器、遮断機、整流器等 汚泥
その他	26	62,250リッル 7,112kg 375個	コンクリート片等 機器付属品等 金属容器等

「PCB」及び「PCBを含む油」で、容積で届け出られているものは、1リッル=1kgに換算。

2 PCB使用機器の使用状況

保管事業者には、PCBを使用し、又は含んだ機器で現に使用されているものの届出も求められており、この届出を集計した福岡県内の機器の量は、次の表のとおりである。

なお、電気事業法に基づく電気関係報告規則の規定により自家用電気工作物の設置者から九州経済産業局長に報告された福岡県内のPCB使用電気工作物の量についても、福岡県、福岡市及び大牟田市では情報提供を受けてPCB特措法に基づく届出内容と照合し、実態把握に努めているところである。

表2 PCB使用機器の量（平成16年3月31日現在）

PCB使用機器の種類	使用量	
	事業所数	数量
高圧トランス	13	47台
高圧コンデンサ	65	364台
低圧トランス	4	20台
低圧コンデンサ	3	1,560台
柱上トランス	1	1台
安定器	23	2,697個
その他の機器等	7	18台

第2節 PCB廃棄物の処分量の見込み

使用中のPCB使用機器も将来的にはPCB廃棄物となることから、使用者に対して計画期間内の処分を働きかけることとし、次の表のとおり、現在保管中のPCB廃棄物量に今後PCB廃棄物となる使用中の機器の量を加えたものを処分量として見込むものである。

表3 PCB廃棄物処分量の見込み

PCB廃棄物の種類	処 分 量	
	数 量	備 考
高圧トランス	701台	
高圧コンデンサ	5,989台	
低圧トランス	741台	
低圧コンデンサ	6,642台	
柱上トランス	4台	
安定器	124,059個 410kg	
PCB	144kg	
PCBを含む油	47,492kg	
感圧複写紙	9,850kg	
ウエス	1,888kg 2,000リッル	
その他の機器等	1,451台	開閉器、遮断機、整流器等
その他	190kg	汚泥
	62,250リッル	コンクリート片等
	7,112kg	機器付属品等
	375個	金属容器等

「PCB」及び「PCBを含む油」で、容積で届け出られているものは、1リッル=1kgに換算。

第3章 安全で適正な処理体制の確保

第1節 拠点的広域処理施設の整備等

1 わが国におけるP C B廃棄物処理体制

わが国においては、昭和62年から平成元年にかけて、当時、既に認定されていた高温焼却の方法を用いて、事業者によりP C B廃棄物が処理された例がある。

一方、P C B廃棄物の処理技術について、高温焼却による方法以外の新技術の開発及び実用化を目指して、環境庁、通商産業省及び厚生省（いずれも当時）の3省庁の連携の下、専門家による新技術の評価作業が行われてきた。その結果、P C Bの分解技術として、脱塩素化分解法等の方法が確立されているが、P C B廃棄物の処理には高度な技術力と高額な設備投資を必要とすることから、国がP C B廃棄物処理基本計画に基づき、日本環境安全事業団を活用して、全国5カ所で拠点的広域処理施設の整備を図っているところである。

2 福岡県におけるP C B廃棄物の処理

福岡県は、全国5カ所の拠点的広域処理施設のうちで最初に稼働を開始した北九州事業の対象地域である。

福岡県では、北九州事業を利用して、計画期間内に福岡県内で保管されているP C B廃棄物等を安全かつ確実に処理することを基本とする。

北九州事業の第1期施設では高圧トランス、高圧コンデンサ、P C B油類等を処理対象としているが、今後整備が予定されている第2期施設と合わせてすべてのP C B廃棄物を対象とし、関係機関と連携して、確実かつ適正な処理を推進していくこととする。

なお、北九州事業においては、まず、北九州市に存するP C B廃棄物の、次いで、福岡県に存するP C B廃棄物の処理を先行して行う。

表4 北九州P C B廃棄物処理事業の概要

項目	内 容			
事業主体	国の監督下で日本環境安全事業団が処理施設を建設・運営			
事業の目的	西日本の17県域（中国、四国、九州及び沖縄）に存するP C B廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ること。			
事業の実施場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目			
事業の予定期間	着 手	平成13年10月	完 了	平成28年 3月
処理の予定期間	開 始	平成16年12月	完 了	平成27年 3月
処理施設計画	第1期施設	能力：0.5トン/日（P C B分解量） 方式：化学処理（脱塩素化分解）		
	第2期施設	計画能力：1.3トン/日（P C B分解量） 操業予定：平成20年度		
事業の重要事項	◎事業の実施に当たっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情報公開を行う。			

第2節 福岡県及び関係者の役割

1 福岡県

福岡県は、本計画に基づいて、関係者と連携しつつ、P C B廃棄物の早期かつ計画的な処理を推進するとともに、P C B廃棄物の現状の把握、適正な保管の確保に努めるものとする。

そのため、本計画の内容について、県民及び事業者への周知を図り、保管事業者等からP C B特措法に基づき保管・処分状況の届出を受けて、これを公表するとともに、適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分の確保のための指導等を行うものとする。P C B使用機器の所有者に対しても、早期の使用停止、適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分を行うよう、本計画に則って必要な指導等を徹底するものとする。

収集運搬業者等に対しては、安全、計画的かつ効率的な収集運搬の確保が図られるよう、必要な指導を行うとともに、協力を求めていくものとする。

また、本計画実現の根幹となる北九州事業については、国、日本環境安全事業㈱、北九州市及び関係各県との役割分担を踏まえた上で、一体となって推進するものとする。

2 保管事業者

保管事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、P C B特措法等に基づき、P C B廃棄物を適正に保管し、処理する必要がある。

P C B特措法においては、第8条の規定により、P C B廃棄物の保管等の状況を毎年度知事等に届け出るほか、P C B特措法第10条等の規定により定める期間内に適正に処分すること等が義務付けられている。

また、保管中のP C B廃棄物が適正に処理されるまでの間、知事等の指導や助言に従って、P C Bの漏洩等による生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に管理し、必要に応じて改善のための対策を講じるものとする。また、紛失したり、P C B廃棄物でないものとしての不適正な処分が行われたりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理の下、適正な保管に努めるものとする。

さらに、処理に当たっては、本計画の下、知事等の指導に従い、保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な対策を講じるとともに、北九州事業での処理の状況を考慮に入れ、計画期間内に確実に処分が完了するよう処分時期等を決定するものとする。

3 収集運搬業者

収集運搬業者は、P C B特措法、廃棄物処理法等の関係法令、国のP C B廃棄物収集・運搬ガイドライン等の各種安全基準や北九州事業の立地する市である北九州市の策定した北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定める運行条件を遵守して、安全な収集運搬を実施するものとする。

また、P C B廃棄物の計画的・効率的な収集運搬を確保するため、日本環境安全事

業株の行う搬入調整等に協力するものとする。

4 国、日本環境安全事業株

国は、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、処理体制の整備その他の必要な措置を、総合的かつ計画的に推進するものとされ、日本環境安全事業株を活用して北九州事業をはじめとする拠点的広域処理施設の整備を推進するとともに、事業主体である日本環境安全事業株を監督する等の役割を担っている。

日本環境安全事業株は、P C B廃棄物処理の事業主体として、鳥取県及び岡山県以西の17県（以下単に「17県」という。）に存するP C B廃棄物を安全かつ確実に処理することはもちろんのこと、P C B廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報の一元的管理を行い、施設周辺の住民、県民、事業者に対する積極的な情報公開に努めるとともに、北九州市及び17県との協力・連携を図り、広域処理事業を円滑に推進する役割を担っている。

5 市町村

市町村は、北九州事業を円滑に進めるため、福岡県との連携の強化に努める必要がある。

福岡市及び大牟田市は、所管する保管事業者の適正保管、届出等について指導等を行うとともに、福岡県と協力・連携し、P C B廃棄物の早期かつ適正な処理の促進に努める必要がある。

また、北九州市は、北九州事業の立地する市として、福岡県等と連携を取って、安全で適正な処理及び収集運搬の確保に努める必要がある。

第3節 安全で効率的な収集運搬体制の確保

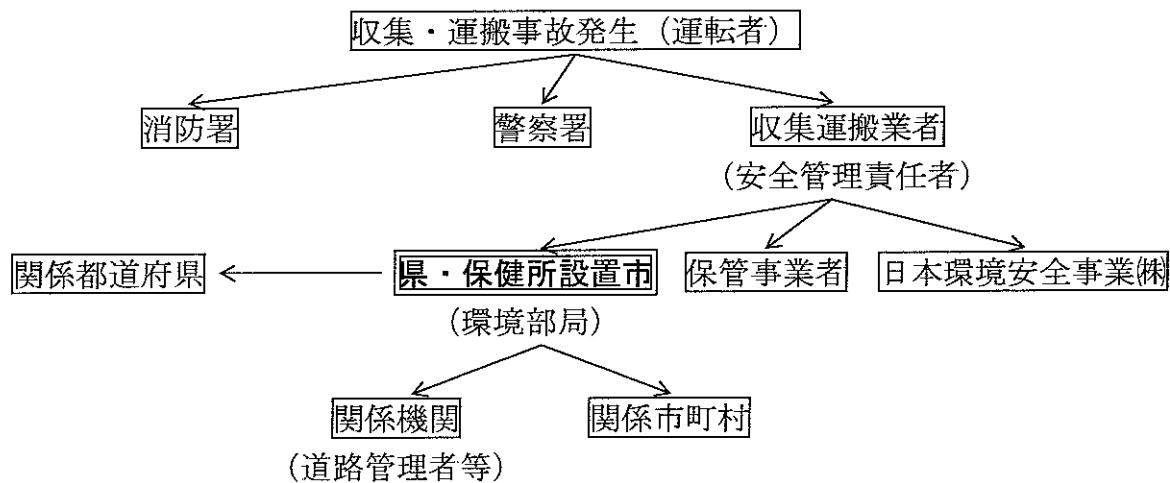
P C B廃棄物の収集運搬を安全かつ効率的に進めるためには、保管場所での積込みから荷降しまでの収集運搬過程全般を通した安全対策の実施が不可欠である。

このため、P C B廃棄物の収集運搬を行う者に対して、各種安全基準や北九州市ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画で定める運行条件の周知と遵守を徹底する。

他県で積み込まれたP C B廃棄物が福岡県域を通過する場合についても、安全が確保されるよう、17県等で構成する北九州P C B廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）で協議、調整を行い、必要な対応を行う。

万一、収集運搬経路において、事故等が発生した場合には、関係機関との緊密な連携の下、速やかな対応ができるよう体制を整え、適切な対策を講じる。

収集運搬時における緊急連絡体制



第4節 広域的処理の推進

北九州事業の実施に当たっては、円滑な処理が確保されるよう、搬入の時期等について、日本環境安全事業株、北九州市及び17県で調整を図る必要がある。
このため、広域調整協議会において協議を行っていくものとする。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 適正保管及び計画期間内処分の確保

PCB廃棄物の長期保管によって、不適正な管理や紛失等の問題が生じることが懸念される。このため、処理体制の整備と併せ、保管事業者やPCB使用機器の使用者に対し、適正な保管についての啓発を行っていく必要がある。

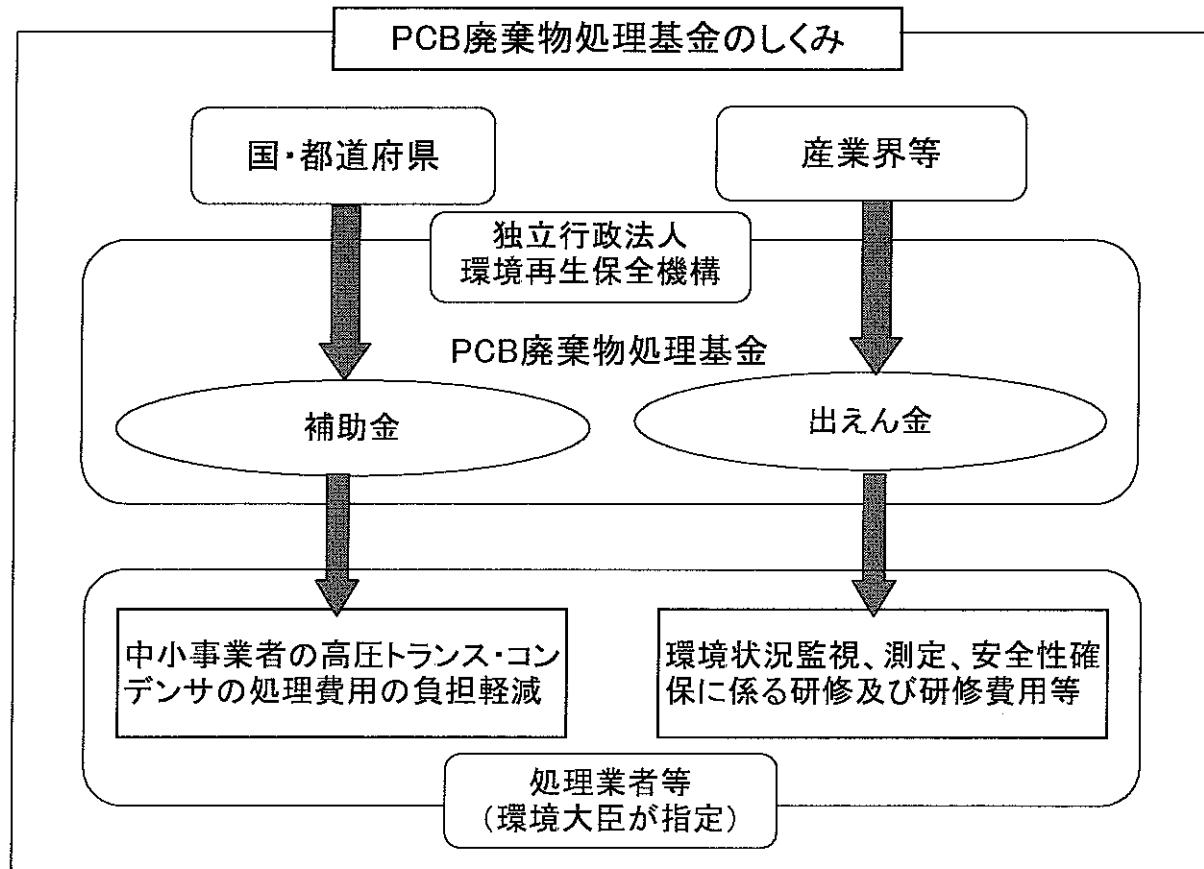
保管事業者に対しては、早期の処分を働きかけ、あわせて、処分が完了するまでの間の保管等の届出や廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守などについて周知を図るとともに、計画的な立入検査を実施して、PCB廃棄物の保管状態や保管場所の状況を的確に把握するなど、指導等の徹底を図るものとする。

また、現在、PCB使用機器を使用している事業者に対しては、早期かつ計画的な使用停止、北九州事業を利用した計画期間内の適正処分等についての啓発を行うものとする。

第2節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進

PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べて相当高額にならざるを得ないことから、負担能力の小さい中小事業者が保管するPCB廃棄物の処理費用の一部に充てる等の目的のため、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成されるPCB廃棄物処理基金が、独立行政法人環境再生保全機構に設置されている。

この基金を利用して負担軽減制度について、中小企業者への周知を図り、PCB廃棄物の処理の促進に努めていくものとする。



第3節 県民及び事業者への情報公開等

P C B 廃棄物処理の基軸となる北九州事業を確実かつ円滑に進めていくためには、北九州事業の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県民や事業者の理解と協力を得ることが重要であるので、P C B 廃棄物の保管、収集運搬、処分の各段階における情報を容易に入手できるよう、情報の公開、提供に努める必要がある。

P C B 廃棄物の保管等の状況については、P C B 特措法第9条の規定により公表されているが、北九州事業に関して日本環境安全事業㈱が実施する環境モニタリング結果についても、本県のホームページを活用するなどにより、情報の提供に努めていく。

参考

1 PCBの性質

ポリ塩化ビフェニル (PolyChlorinated Biphenyls: PCB) は、水に極めて溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、燃えにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定した性質を有する主に油状の物質である。

PCBの分子構造をみると、ビフェニル骨格 ($C_{12}H_{10}$) の水素 (H) が塩素 (Cl) に置換されたもので、この置換塩素の数や位置の違いによって理論的には209種類もの異性体がある。このうちコプラナーPCB（コプラナーとは共平面状構造の意味で、12種類の異性体がある）と呼ばれるものは、その毒性が極めて強く、ダイオキシン類の一つに分類されている。

2 PCBの用途

絶縁性、難燃性等の性質から、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノーカーボン紙など様々な用途に利用してきた。

PCBの使用用途と製品例

用途大別		製品例・使用場所
絶縁油	トランス用	工場・ビルの受電設備、鉄道車両
	コンデンサ用	蛍光灯・水銀灯の安定器、冷暖房器・白黒テレビ等の家庭用、蓄電用コンデンサ
熱媒体(加熱と冷却)		化学工業、食品工業等の諸工程における加熱及び冷却、集中暖房
潤滑油		高温用潤滑油、作動油、真空ポンプ、切削油、極圧添加材
可塑剤	絶縁用	電線の被覆、絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴムなどに混合
	その他	接着剤、ニス、ワックス、アスファルトに混合
塗料、印刷インキ		難燃性塗料、耐蝕性塗料、耐薬品性塗料、耐水塗料、印刷インキ
複写紙		ノーカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙
その他		紙などのコーディング、自動車のシーラント

3 PCB特措法の概要

